５．現在の学位授与制度

前章までは，これまで，本機構による学位授与制度の成立と現在の姿に至る経緯について述べてきた。ここでは，現在（平成13年度）の学位授与制度の概要について記述する。詳細については，関連する諸規程ならびに「新しい学士への途-平成13年度版」等を参照されたい。（資料編参照）

5.1　短期大学・高等専門学校等の卒業者等への学士の学位授与

（資料編「学位規則第６条第１項の規程に基づく学士の学位の授与に関する規程」参照）

本機構の学位授与制度を利用して，短期大学・高等専門学校等を卒業した者等が学士の学位を取得するまでの流れは，図5-1のようにまとめられる。以下にそれぞれの項目について説明する。詳細は，「新しい学士への途-平成13年度版」に記載されている。

5.1.1　学位授与申請の要件

学士の学位の授与を申請するためには，次の４つの要件を満たしていることが必要である。

(a) 「基礎資格」の取得

(b) 「積み上げ単位」の修得

(c) 「単位修得要件」の充足

(d) 「学修成果」の作成

5.1.2　基礎資格

学位規則第６条第１項に定められている，学位授与申請者としての基礎となる資格を「基礎資格」と呼んでいる。さらに，申請者が「基礎資格」を得た学校等を「基礎資格校」，基礎資格校で修得した単位を「基礎資格単位」と呼んでいる。

基礎資格を有すると認められる者は，以下のとおりである。

「基礎資格」を有する者

１．短期大学を卒業した者

２．高等専門学校を卒業した者

３．大学に２年以上在学し62単位以上を修得した者

４．専修学校の専門課程を修了した者のうち，学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができるもの。この資格には次の両要件を満たす者が該当する。

イ　修業年限が２年以上で，かつ，課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の課程を修了した者であること。

ロ　学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者であること。

５．旧国立工業教員養成所を卒業した者

６．旧国立養護教諭養成所を卒業した者

７．外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者*

*「当該国において学校教育における14年以上の課程として大学への編入学が制度上認められている等に基づき日本の短期大学，高等専門学校，専門学校に相当すると認められる課程」を修了した者

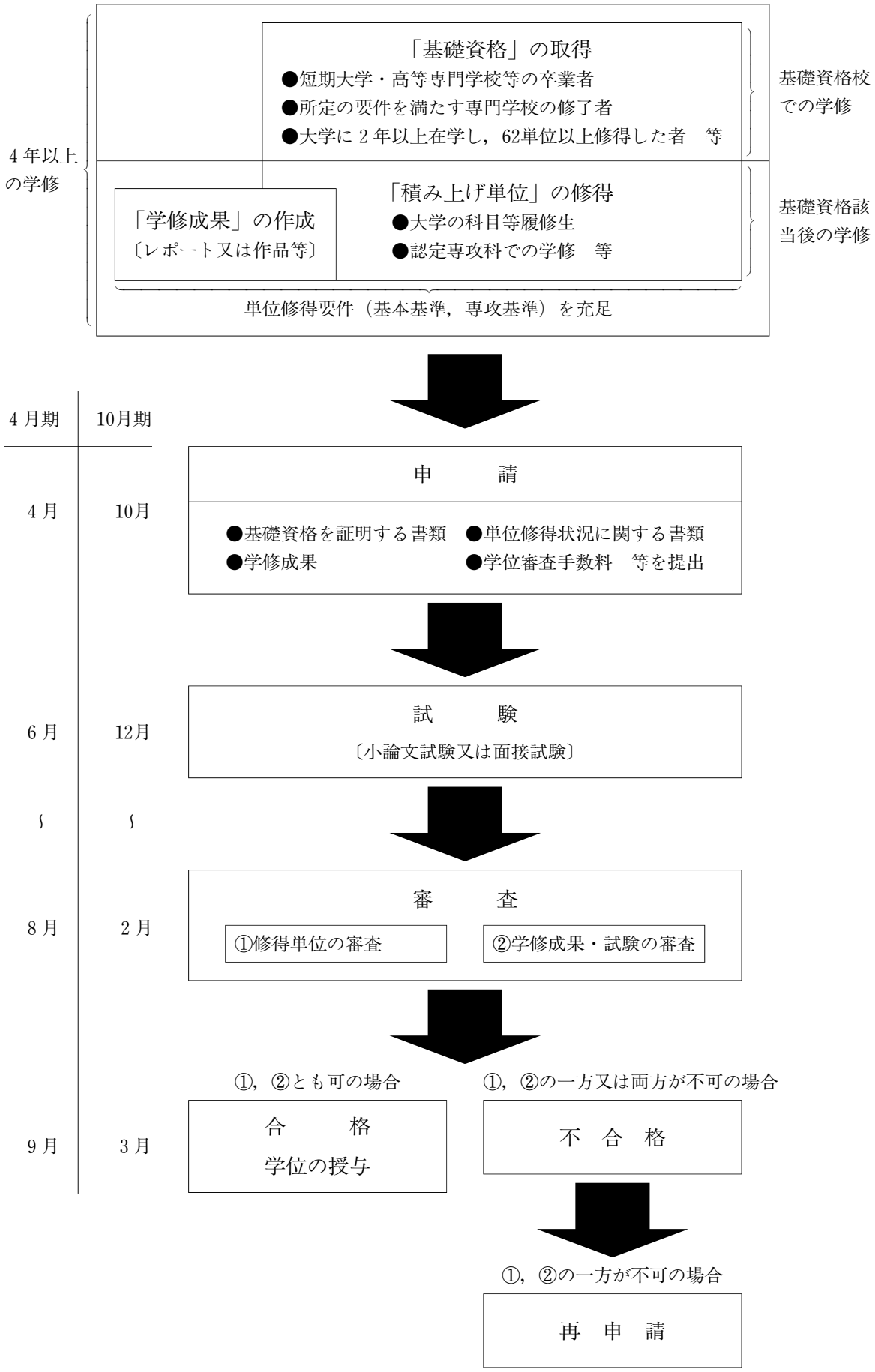

図5-1　学士の学位取得の流れ

5.1.3　積み上げ単位

申請者は，基礎資格を得た後，大学(４年制)の科目等履修生制度を利用した学修や，本機構が認定している短期大学･高等専門学校の専攻科における学修により,所定の単位(「積み上げ単位」)を修得しなければならない。「積み上げ単位」として申告できる単位は，次のとおりである。

「積み上げ単位」として申告できる単位

１．大学の単位
　イ　科目等履修生として修得した単位
　ロ　大学の学生として修得した単位
　ハ　大学院の学生として修得した単位
２．短期大学・高等専門学校の認定専攻科で修得した単位
３．大学の専攻科で修得した単位

申請に必要な「積み上げ単位」の数は，基礎資格校の修業年限等によって異なっている。すなわち，基礎資格校等に応じて，申請者は次の３つの申請区分に分けられる。

申請区分	該当する基礎資格要件	申請可能な時期	基礎資格該当後に修得すべき「積み上げ単位」数
第１申請区分	・２年制短期大学の卒業者 ・高等専門学校の卒業者 ・専門学校（修業年限が２年以上で，課程修了に必要な総授業時数が1,700時間以上のもの）の修了者	基礎資格を有してから満２年が経過した後	62単位以上
第２申請区分	・３年制短期大学の卒業者 ・専門学校（修業年限が３年以上で，課程修了に必要な総授業時数が2,550時間以上のもの）の修了者	基礎資格を有してから満１年が経過した後	31単位以上
第３申請区分	・大学に２年以上在学し62単位以上を修得した者	基礎資格校となる大学に在学した期間を含めて，満４年が経過した後	基礎資格校となる大学で修得した単位と合わせて124単位以上

5.1.4　単位修得要件

本機構では，単位の修得に当たって，「専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養(かんよう)するよう適切に配慮して履修すること。」と定めている。申請する者は，短期大学及び高等専門学校等で既に修得した単位と合わせて，この方針の趣旨に沿うように履修しなければならない。

この要件を充足させるために，次に述べる単位の修得基準が定められている。これらは，大きく「基本基準」と「専攻基準」に分けられる。

(a)　基本基準

「基本基準」は申請者の専攻に関係なく，申請者の申請区分ごとに定められた単位の修得基準である。

単位修得の基本基準

申請区分	単 位 修 得 基 準
第１申請区分	・「積み上げ単位」62単位以上 ・「積み上げ単位」のうちに，「専門科目」と「関連科目」の単位を合計31単位以上含むこと。ただし，「専門科目」を１単位以上含むこと。
第２申請区分	・「積み上げ単位」31単位以上 ・「積み上げ単位」のうちに，「専門科目」と「関連科目」の単位を合計16単位以上含むこと。ただし，「専門科目」を１単位以上含むこと。
第３申請区分	・修得単位全体で124単位以上
すべての申請区分に共通	・修得単位全体のうちに，「専門科目」と「関連科目」の単位を合計62単位以上含むこと。 ・修得単位全体のうちに「関連科目」と「その他科目」の単位を合計24単位以上含むこと。 ・修得単位全体のうちに，外国語単位を１単位以上含むこと。ただし，「英語･英米文学」等の専攻区分では，当該外国語以外の外国語の単位を１単位以上含むこと。

(b)　専攻基準

専攻とは，原則として大学における学科あるいは学科内に置かれたコース・専攻に相当する学修のまとまりをいう。

専攻に関係する単位は，専門的な内容の授業科目である「専門科目」及び専門に関連する授業科目である「関連科目」の単位に区分される。「専攻基準」は各専攻ごとに定められた単位の修得基準であり，「専門科目」「関連科目」ごとに，修得すべき総単位数が定められている。例えば，専攻区分「社会学」では，「専門科目」40単位以上，「関連科目」４単位以上を修得することが必要と定められている。また，どのような科目が「専門科目」，「関連科目」として認められるかについても定められている。専攻に応じて，講義，演習，実験，実習などの授業科目が適切に修得されるよう配慮されている。各専攻ごとの「専攻基準」については，冊子「新しい学士への途-平成13年度版」に記載されている。（資料編参照）

5.1.5　学修成果

「学修成果」とは，専攻区分に関する特定の課題（テーマ）についての学修の成果をまとめたものをいい，原則としてレポートの形で提出することとしている。「学修成果」は，申請者の学力が，申請する専攻区分における学士の水準に達していることを審査するためのものである。テーマは申請者が単位を修得した専門科目を基礎として，専攻区分に即したものを自ら設定する。なお，専攻分野「芸術学」では，レポート以外の学修成果（作品の写真，演奏のビデオテープなど）を提出することができる。

5.1.6　申請

5.1.1に述べた４つの要件，すなわち，(a)「基礎資格」の取得，(b)「積み上げ単位」の修得，(c)「単位修得要件」の充足，(d)「学修成果」の作成を満たしたとき，学士の学位授与を申請できる。申請の受付期間は，毎年４月及び10月の１日から７日までである。申請方法は，郵送（書留）による提出のみ受け付ける。

＜見込申請＞

大学評価・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校の専攻科（認定専攻科）のうち，

次の①～③いずれかの専攻科を当該年度内に修了する見込みの者であって，かつ，修得単位に関する審査の基準を満たすものは，当該年度の10月期に学位授与の申請を行うことができる。これを見込申請と称している。

①修業年限２年の短期大学に置かれた修業年限２年の認定専攻科

②修業年限３年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）に置かれた修業年限１年の認定専攻科

③高等専門学校に置かれた修業年限２年の認定専攻科

＜見込申請の継続＞

また，見込申請の結果「修得単位の審査」が「不可」と判定され不合格となった者については，翌年度の４月中に「見込申請継続願」を提出し，「見込申請継続許可書」の交付を受ければ，当該年度の10月期に限り再度見込申請をすることができる。

申請受付作業

5.1.7　試験

試験は，申請者が提出した学修成果の内容が本人の学力として定着しているか，その専攻分野の学士として十分な学力を有しているかを判定するために行う。

試験問題は，申請者が提出した学修成果の内容に関連する事項について，小論文の形で課される（試験時間90分）。ただし，「芸術学」でレポート以外の学修成果（作品等）を提出した場合は，小論文試験に代えて面接試験（30分以内）を行う。

試験の実施場所については，４月期及び10月期の申請者に対して，それぞれ，６月及び12月に東京と大阪で行なわれている。なお，面接試験は，東京のみで実施されている。

5.1.8　合否の判定

学士の学位に関する合否の判定は，「修得単位の審査」及び「学修成果･試験の審査」に基づいて総合的に行われる。両方が「可」と判定された場合に「合格」となり，いずれか一方又は両方が「不可」と判定された場合は「不合格」となる。

＜修得単位の審査＞

申請者の申告した修得単位が，先に述べた基本基準及び専攻基準の単位修得要件を満たしているかどうかについて審査を行う。その結果は，「可」または「不可」として判定される。

＜学修成果及び試験の審査＞

学修成果及び試験の審査は，学位審査会専門委員会において総合的に判定される。すなわち，学修成果に関しては，提出された学修成果のテーマが専攻分野からみて適切か，その内容が学士の水準に達しているかについて審査される。さらに，提出された学修成果の内容が申請者の学力として定着しているか，申請者がその専攻について学士の水準の学力を有しているかについて，試験の結果に基づいて審査が行われる。この両者を総合的に判定し，「可」あるいは「不可」と判定される。

＜不合格理由の通知＞

不合格の場合は，次のとおり不合格となった理由を併せて通知する。

判定結果	「不可」の理由
修得単位の審査が「不可」	○○○○の単位について「○○○に関する科目」が○単位不足
学修成果・試験の審査が「不可」	イ　学修成果のテーマの設定が適切でない
	ロ　学修成果の内容が水準に達していない
	ハ　試験の結果，学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない
	ニ　試験を受けていない

表中「イ」又は「ロ」の理由で不合格となった者は，再申請する際には学修成果の書き直し等が必要である。

＜再申請＞

不合格者で，「修得単位の審査」「学修成果・試験の審査」のいずれかが「可」と判定された者が，当該判定通知日から３年以内に同じ専攻区分に申請する場合は，「可」と判定された審査は免除される。

5.1.9　学位記の授与

上記の修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方で「可」とされ，総合判定で「合格」とされた者には，「学士」の学位が授与される。機構が授与する「学士」の学位は大学卒業者に授与される「学士」と同等の学位として位置付けられている。

合格者には，合格通知後１か月程度で，学士の「学位記」が授与される。学士の学位には専攻に応じて専攻分野の名称が付記される。付記される専攻分野の名称は，表3-6（p.17）に示したとおりである。

5.2　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定及び教育の実施状況等の審査

（資料編「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」参照）

5.2.1　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定

すでに述べたとおり，本機構では，教育課程，教員組織，施設設備等が充実しており，大学教育に相当する水準の教育を実施している短期大学及び高等専門学校の専攻科を審査の上認定している。認定された専攻科で修得した単位は，大学で修得した単位と同等と判断され，機構の学位授与申請に用いることができる。

専攻科の認定要件は，3.3.2（p.15）に記したとおりである。審査は専攻科に置かれる専攻ごとに行われる。また，教員については，「大学設置基準に定める教授，助教授又は講師の資格に相当する資格を有するか」，「担当する科目が教員の業績からみて適当か」等の要件に基づいて審査される。

専攻科の認定は，図5-2に示す過程で行われている。

＜ 専 攻 科 の 認 定 ＞

大学評価・学位授与機構は，短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が定める要件を満たすものについて，学位規則（昭和28年文部省令第９号）第６条第１項に規定する専攻科として認定する。

短期大学及び高等専門学校から専攻科認定申出書の提出

① 専攻科認定申出書
② 専攻科等の概要を記載した書類
③ 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
④ 専攻科の授業科目を担当する教員の履歴書，教育研究業績書及び担当授業科目に係る講義要目

（認定を受けようとする年度の前年度の９月30日までに提出）

↓

学位審査会に専攻科の認定の可否について審査を付託

↓

専門委員会において教育課程及び教員組織等の審査
学位審査会へ審査結果の報告

↓

学位審査会において専攻科の認定の可否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

短期大学及び高等専門学校へ専攻科の認定の通知
（認定を受けようとする年度の前年度の３月31日までに通知）

（再審査）
専攻科の教育課程等について重要な変更が生じると認められる場合は，変更しようとする年度の前年度の11月15日までに書類の届出を求め，認定の再審査を行うことができる。

図5-2　短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定

5.2.2　認定を受けた専攻科における教育の実施状況等の審査

認定を受けた専攻科に対しては，原則として５年ごとに，教育の実施状況についての審査が行なわれている。審査の対象となる事項は，基本的には，専攻科の認定の際と同様である。

教育の実施状況等の審査は，図5-3に示す過程で行われている。

＜　教育の実施状況等の審査　＞

認定を受けた専攻科における教育の実施状況等について，認定又は再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の４月１日から，原則として５年ごとに審査を行う。

認定専攻科へ教育の実施状況等の審査の実施を通知
（審査実施年度の前年度の９月30日までに通知）

↓

認定専攻科から審査書類の提出

① 専攻科等の概要を記載した書類
② 学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
③ 専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類

（審査実施年度の５月31日までに提出）

↓

専攻科の授業科目を担当する専任教員について，前審査から原則として半数以上が変更されたと認められた場合

↓

認定専攻科へ審査書類の要求
（審査実施年度の８月31日までに通知）

↓

認定専攻科から審査書類の提出

① 教員の履歴書及び教育研究業績書
② 担当授業科目に係る講義要目

（審査実施年度の10月31日までに提出）

↓

学位審査会に専攻科の教育の実施状況等の適否について審査を付託

↓

専門委員会において授業科目及び授業を担当する教員の審査
学位審査会へ審査結果の報告

↓

学位審査会において専攻科の教育の実施状況等の適否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

認定専攻科へ教育の実施状況等の適否の通知
（審査実施年度の３月31日までに通知）

図5-3　短期大学及び高等専門学校の専攻科における教育の実施状況等の審査

5.3　省庁大学校認定課程修了者に対する学位授与

（資料編「学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規程」参照）

5.3.1　学士の学位授与

学士の学位授与は，省庁大学校の教育課程で大学の学部に相当する教育を行う，と機構が認定したものを修了し，かつ，機構の行う審査に合格した者に対して行われる。

学士の学位授与の審査過程は，図5-4に示すとおりである。

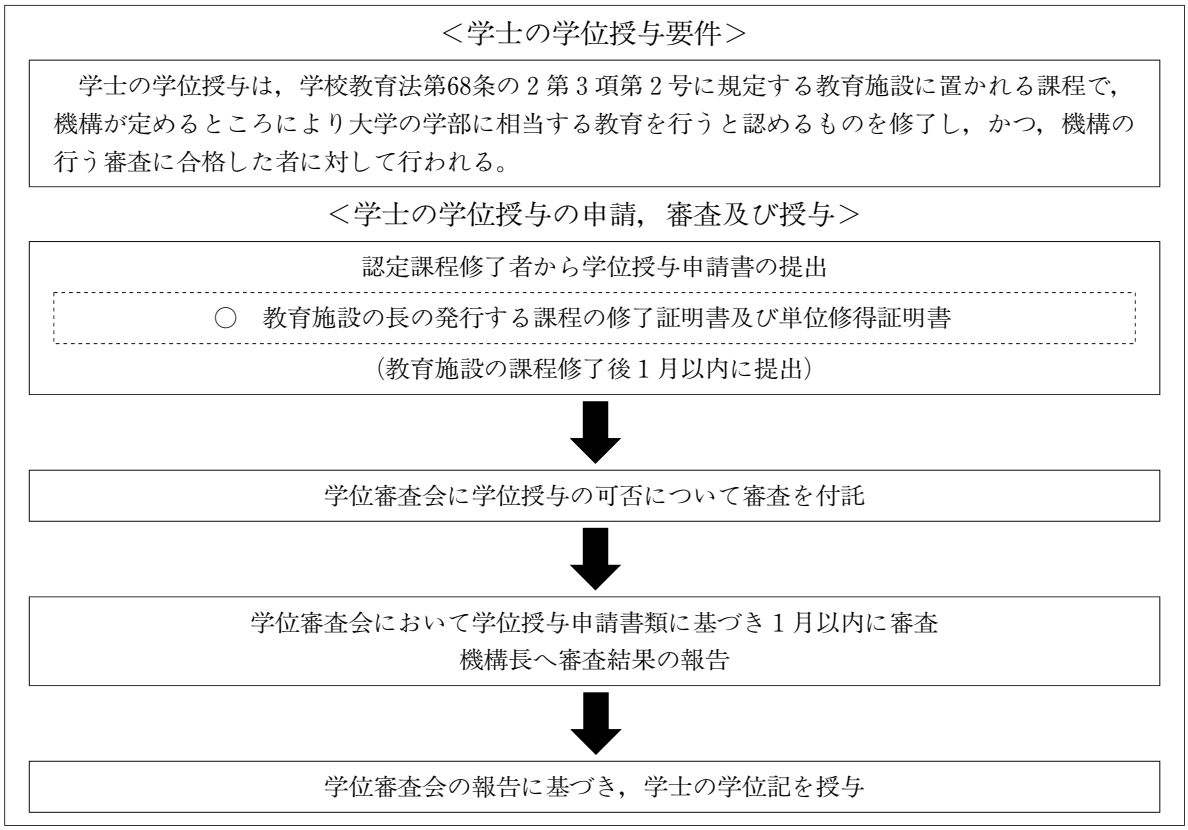

図5-4　省庁大学校の認定課程修了者に対する学士の学位授与

5.3.2　修士の学位授与

修士の学位授与は，省庁大学校の課程で大学院の修士課程に相当する教育を行う，と機構が認定したものを修了し，かつ，機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。ただし，機構が適当と認める場合には，特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。論文の審査及び試験（口述又は筆記）は，３名以上の専門委員により実施される。修士の学位授与の審査過程は，図5-5に示すとおりである。

5.3.3　博士の学位授与

博士の学位授与は，省庁大学校の課程で大学院の博士課程に相当する教育を行う，と機構が認定したものを修了し，かつ，機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。

論文の審査及び試験（口述又は筆記）は，３名以上の専門委員により実施される。機構は，博士の学位を授与してから３か月以内に「博士学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨」を公表している。また，博士の学位を授与された者は，当該学位を授与された日から１年以内に，その論文を印刷公表することとされている。

博士の学位授与の審査過程は，図5-6に示すとおりである。

＜修士の学位授与要件＞

修士の学位授与は，学校教育法第68条の２第３項第２号に規定する教育施設に置かれる課程で，機構が定めるところにより大学院の修士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し，かつ，機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。ただし，機構が適当と認める場合には，特定の課題についての研究の成果の審査をもって論文の審査に代えることができる。

＜修士の学位授与の申請，審査及び授与＞

認定課程修了者から学位授与申請書の提出

① 教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
② 論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）
③ 論文の内容の要旨
④ 論文目録
⑤ 履歴書

（教育施設の課程修了後１月以内に提出）

↓

学位審査会に学位授与の可否について審査を付託

↓

専門委員会に論文の審査及び試験の付託
（審査期間は申請書の提出があったときから６月以内に終了）

↓

論文一篇につき３名以上の専門委員により論文の審査及び口述の試験を行う
論文の審査及び試験の結果の要旨を報告

↓

学位審査会へ論文の審査及び試験の結果を報告

↓

学位審査会において学位授与の可否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

学位審査会の報告に基づき，修士の学位記を授与

図5-5　省庁大学校の認定課程修了者に対する修士の学位授与

＜博士の学位授与要件＞

博士の学位授与は，学校教育法第68条の２第３項第２号に規定する教育施設に置かれる課程で，機構が定めるところにより大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し，かつ，機構の行う論文の審査及び試験に合格した者に対して行われる。

＜博士の学位授与の申請，審査及び授与＞

認定課程修了者から学位授与申請書の提出

① 教育施設の長の発行する課程の修了証明書及び単位修得証明書
② 論文
③ 論文の内容の要旨
④ 論文目録
⑤ 履歴書

（教育施設の課程修了後１月以内に提出）

↓

学位審査会に学位授与の可否について審査を付託

↓

専門委員会に論文の審査及び試験の付託
（審査期間は申請書の提出があったときから６月以内に終了）

↓

論文一篇につき３名以上の専門委員により論文の審査及び口述又は筆記の試験を行う
論文の審査及び試験の結果の要旨を報告

↓

学位審査会へ論文の審査及び試験の結果を報告

↓

学位審査会において学位授与の可否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

学位審査会の報告に基づき，博士の学位記を授与

↓

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表
（博士の学位を授与した日から３月以内）

図5-6　省庁大学校の認定課程修了者に対する博士の学位授与

5.4　大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定及び教育の実施状況等の審査

（資料編「学位規則第 6 条第 2 項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」参照）

5.4.1　大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定

本機構は，省庁大学校の課程で，教育課程，修了要件，教員組織，施設整備等について審査し，大学の学部，大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを，学位規則第 6 条第 2 項に規定する大学の学部，大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定している。審査は学校教育法，大学設置基準，大学院設置基準等の関係規程に照らして行われる。また，教員については，「相当するレベル(学部，修士課程，博士課程）の講義（又は実験）の担当者としての適格性」が審査される。また，修士課程及び博士課程にあっては，「修士課程及び博士課程レベルの研究指導者としての適格性」なども審査される。

課程認定の審査過程は，図5-7に示すとおりである。

5.4.2　認定を受けた教育課程における教育の実施状況等の審査

認定を受けた教育課程に対しては，原則として 5 年ごとに，教育の実施状況について審査が行なわれている。審査の対象となる事項は，基本的には，教育課程の認定の際と同様である。

教育の実施状況等の審査は，図5-8に示す過程で行われている。

博士の学位記授与式

＜ 課 程 の 認 定 ＞

大学評価・学位授与機構は，学校教育法第68条の２第３号第２項に規定する教育施設に置かれる課程で，当該課程の教育課程，修了要件，教員組織，施設整備等について学校教育法，大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)，大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)等の関係規定に照らして審査し，大学の学部，大学院の修士課程又は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められるものを，学位規則(昭和28年文部省令第９号)第６条第２項に規定する大学の学部，大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行う課程として認定する。

学校教育法第63条の２第３号第２項に規定する教育施設から課程認定申出書の提出

① 課程認定申出書
② 教育施設等の概要を記載した書類
③ 教育施設の規則
④ 教育施設の長及び教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
⑤ 教育施設の長及び教員の履歴書，教育研究業績書，担当授業科目に係る講義要目
⑥ 設備の概要を記載した書類
⑦ 校地等の概要を記載した書類
⑧ 校舎その他の建物の概要を記載した書類
⑨ 附属病院を置く場合には，当該附属病院の概要を記載した書類

↓

学位審査会に課程の認定の可否について審査を付託

↓

専門委員会において当該課程の教育課程，修了要件，教員組織，施設整備等の審査
学位審査会へ審査結果の報告

↓

学位審査会において課程の認定の可否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

学校教育法第63条の２第３号第２項に規定する教育施設へ課程の認定の通知
(課程の認定の申出があったときから６月以内までに通知)

(再審査)
課程の認定の申出のあった事項について重要な変更が生じると認められる場合は，書類の提出を求め，課程の認定の再審査を行うことができる。

図5-7　省庁大学校の教育課程の認定

＜　教育の実施状況等の審査　＞

認定を受けた課程における教育の実施状況等について，認定又は再審査の結果の通知日の属する年度の次年度の４月１日から，原則として５年ごとに審査を行う。

課程認定教育施設へ教育の実施状況等の審査の実施を通知
（審査実施年度の前年度の９月30日までに通知）

↓

課程認定教育施設から審査書類の提出

① 教育施設等の概要を記載した書類
② 教育施設の長及び教員の氏名，経歴の概要等を記載した書類
③ 教育施設の長及び教員の現況等を記載した書類
④ 教育施設の長及び教員の履歴書，教育研究業績書，担当授業科目に係る講義要目

（審査実施年度の５月31日までに提出）

↓

学位審査会に課程認定教育施設の教育の実施状況等の適否について審査を付託

↓

専門委員会において授業科目及び教員の審査
学位審査会へ審査結果の報告

↓

学位審査会において課程認定教育施設の教育の実施状況等の適否について審査
機構長へ審査結果の報告

↓

課程認定教育施設へ教育の実施状況等の適否の通知
（審査実施年度の３月31日までに通知）

図5-8　省庁大学校の認定課程における教育の実施状況等の審査